

ぐんまが目指す食育

基本理念

食の大切さを理解し、
食を通して豊かな人間性を育む

■食育基本法の目的(食育基本法第1条)「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ」に基づき、基本理念は、第3次計画においても継承します。

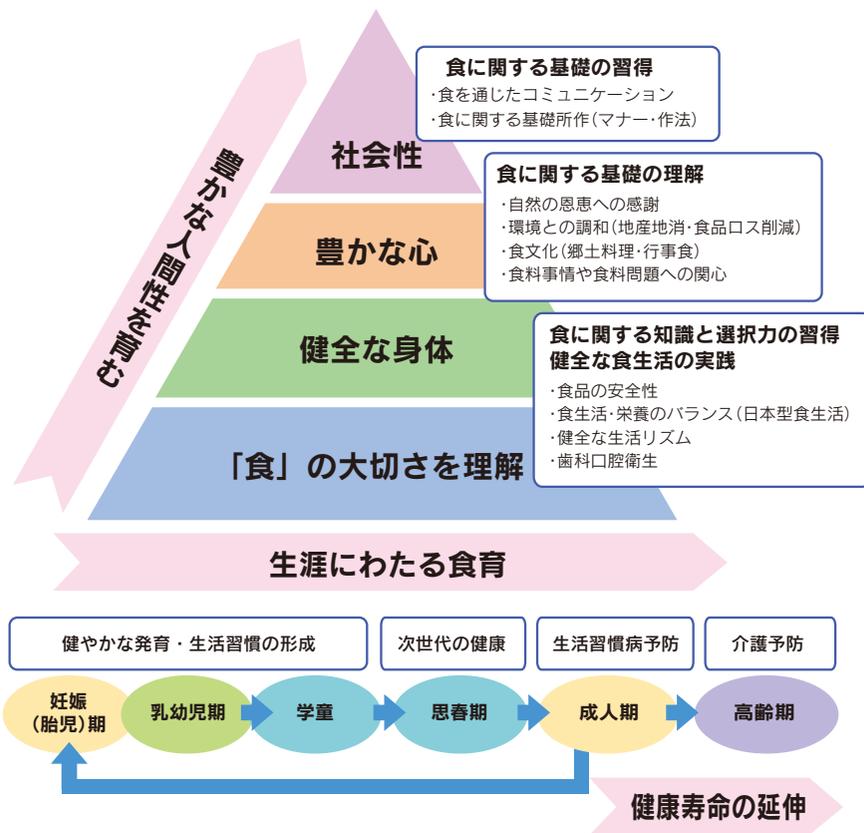
計画の目標

「食」で地域がつながり、
地域が元気になり、
県民の健康寿命延伸につながる
食育の推進を目指す

■少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、健康づくりや生活習慣病の予防を推進することにより「健康寿命の延伸」を実現することは県政の重要課題です。

■「食」に関する幅広い分野の関係機関・団体や食品関連事業者等の多様な関係者が主体的かつ密接に連携・協力を図り、健康寿命の延伸につながる食育の推進を目指します。

群馬県が目指す食育のイメージ



施策展開の基本方針

重点課題

■4年間で、特に重点的に取り組むべき施策展開の4つの柱を基本方針として決めました。

■この基本方針に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するために7つの施策展開のテーマを定め、その下に、25の基本施策を設定しました。

■健全な食生活を実践するには、「食」に関する意識の向上と知識の習得と行動の変容と習慣化が必要です。

個人が主体的に食育に取り組むためには、食育を実践する場からの働きかけや支援が必要です。また、個人を取り巻く社会環境づくりが重要です。

この構造化による取組が実現するためには、食育に関する多様な関係者とつながり連携・協働できる体制の整備が必要です。

4つの基本方針(重点課題)の構造化

様々な経験を通じて「食」に関する知識と選択する力を習得
健全な食生活の実践で健康寿命を延伸する

●個人が主体的に取り組む食育

意識の向上
知識の習得

行動の変容
習慣化

1 若い世代への食育の推進

2 多様な暮らしを支える食育の推進

●食育を実践する場

・家庭・学校・幼稚園・保育所・認定こども園
・生産者・事業者・消費者・行政

3 食の循環・環境に配慮した食育の推進

4 食育を推進する社会環境づくり

●個人の食育を支える地域の取組や社会環境

多様な関係者のつながり・連携・協働